

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 208 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
(1) 法人住民税	5
(2) 個人事業税	6
(3) 法人事業税	7
(4) 不動産取得税	10
(5) ゴルフ場利用税	15
(6) 軽油引取税	16
(7) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	17
(8) 自動車税種別割	18
(9) 鉱区税	19
(10) 狩猟税	20
(11) 固定資産税	21
(12) 軽自動車税種別割	40
(13) 事業所税	41
(14) 都市計画税	45
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、特別法人事業税・地方法人特別税）の状況	51
(1) 単体法人	52
(2) 連結法人	61

<注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

はじめに

この報告書は、令和2年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

令和2年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る適用状況に関する調」、「自動車税（種別割）のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」）
- ・ 法第389条第1項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第757条第3号に規定する適用額を集計したもの
（「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」）
- ・ 法第422条の規定による概要調書に記載された事項
（「固定資産の価格等の概要調書」）
- ・ 法第743条第3項の規定による概要調書に記載された事項
（「大規模の償却資産に関する概要調書」）
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」）

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、特別法人事業税・地方法人特別税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）第6条第1項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

令和2年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は240であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
法人住民税	税額	1	3億円	1	5億円	1	5億円
個人事業税	課税標準 (所得)	1	12,278億円	1	11,964億円	1	11,726億円
法人事業税	課税標準 (付加価値額)	1	39,895億円	1	9,756億円	1	5,285億円
	課税標準 (資本金等の額)	9	16,827億円	9	16,696億円	9	16,698億円
	課税標準 (所得)	1	5,385億円	1	5,436億円	1	5,155億円
	課税標準 (収入金額)	5	15,502億円	6	18,382億円	7	17,351億円
	税額	3	22億円	3	28億円	3	31億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	27	81,736億円	28	77,605億円	28	72,716億円
	税額	12	927億円	12	892億円	12	833億円
ゴルフ場利用税	税額					1	0.0億円
軽油引取税	税額	3	850億円	3	866億円	3	776億円

税目	種類	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割(R1.10～)	課税標準 (自動車の取得価額)			2	939億円	2	1,738億円
	税額			5	245億円	5	512億円
自動車税種別割	税額	2	326億円	2	334億円	2	296億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.6億円	1	0.5億円
狩猟税	税額	5	8億円	5	8億円	5	8億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	74	78,560億円	77	70,558億円	82	74,582億円
	税額	12	1,337億円	13	1,370億円	13	1,399億円
軽自動車税種別割	税額	2	34億円	2	34億円	2	32億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	26	4,637万㎡ [278億円](注2)	26	4,805万㎡ [288億円](注2)	26	4,943万㎡ [297億円](注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(11) (注3)	6,124億円	(11) (注3)	6,153億円	(11) (注3)	6,013億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	30	5,295億円	32	4,997億円	34	5,487億円
	税額	1	0.0億円	1	0.0億円	1	0.0億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

(注2) []内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の240には含まない。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも令和3年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、令和3年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

○法人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附	8条の2	2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その40%を法人税割額から控除する。	R7. 3. 31	税額	332,282	492,581	511,215

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

○個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
72条の49の12	①		社会保険診療報酬の 収入・経費不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は総収入金額に算入せず、社会保険診療に係る経費は必要経費に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,227,843,270	1,196,415,714	1,172,556,699

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
72条の23	②		社会保険診療報酬の 益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	538,465,356	543,617,053	515,532,018
72条の24の7	⑥		医療法人に係る税率の特 例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.9%の軽減税率を適用する。	なし	税額	2,056,923	2,506,099	2,718,515
附9条	①		JR北海道・四国に係る 資本割の特例措置	JR北海道及びJR四国について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	195,206,116	195,206,116	195,206,116
附9条	②		承継銀行等に係る資本割 の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	③		銀行等保有株式取得機構 に係る資本割の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	R5. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679	27,480,679
附9条	④		新関西国際空港株式会 社等に係る資本割の特例 措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,225,467	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	⑤		中部国際空港株式会 社に係る資本割の特例 措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥		特定鉄道事業者に係る資 本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦		東京湾横断道路株式会 社に係る資本割の特例 措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	88,628,727	88,462,513	88,634,099
附9条	⑧		電気供給業に係る託送料 金を控除する収入割の特 例措置	収入金額課税の対象となる他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (収入金額)	1,391,512,502	1,497,683,937	1,421,736,461

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 9 条	⑨		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	4,391,793	6,140,219	4,405,552
附 9 条	⑩		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金額課税の対象となる他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (収入金額)	27,480,583	32,562,013	37,937,917
附 9 条	⑪		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構(旧株式会社企業再生支援機構)について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	24,084,800	11,103,800	11,103,800
附 9 条	⑬ ～ ⑰		給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の付加価値割の特例措置	法人税における給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除と同様の要件を満たす法人について、雇業者給与等支給額から比較雇業者給与等支給額を控除した額を、付加価値額から控除する。 【令和3年度改正】 法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇業者に対して給与等を支給する場合において、新規雇業者給与等支給額の新規雇業者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇業者給与等支給額を付加価値額から控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (付加価値額)	3,989,488,060	975,637,451	528,452,407
附 9 条	⑱		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	株式会社民間資金等活用事業推進機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R4. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18,000,000	18,000,000	18,000,000
附 9 条	⑲		廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	廃炉等実施認定事業者について、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (収入金額)	126,834,010	140,871,247	123,315,762
附 9 条	⑳		(一社)日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (収入金額)	0	160,961,713	60,019,790

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3.3.31現在)	適用期限 (R3.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 9 条	㉑		電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となった電気事業者について、当該電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R6.3.31	課税標準 (収入金額)		0	87,650,220
附 9 条	㉒		公益的課題のための経費に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者について、発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R7.3.31	課税標準 (収入金額)			0
附 9 条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	特定の協同組合等について、所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.7%に引き上げる。	なし	税額	5,635	6,248	12,423
附 9 条の 2 の 2			地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%を事業税額から控除する。	R7.3.31	税額	182,248	298,673	349,372

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準(所得)」、「課税標準(収入金額)」とある特例措置については、特別法人事業税及び地方法人特別税にも影響は生じている(地方創生応援税制を除く。)が、この集計表には反映していない。

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	公営住宅等の入居者等が地方公共団体から当該公営住宅等の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	34,618	91,561	79,032
73条の14	⑥		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金等を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	10,422,706	10,586,527	11,125,618
73条の14	⑦		市街地再開発事業(第1種・第2種)の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	1,618,642	670,593	1,221,273
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	7,731	265,323	493,936
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例措置	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額(農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額)を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	8,283	7,288	7,412
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	413,339	4,636
73条の14	⑪		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	704	793	10,218
73条の14	⑫		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
73条の14	⑬		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参考して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	6,375
73条の14	⑭		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
73条の27の3	①		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	25,471	20,640	49,607
73条の27の4	①		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	78,000	148,855	62,740
73条の27の5	①		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	30	0	0
73条の27の6	①		農地中間管理機構が農地売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地中間管理機構が、農地売買事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地中間管理機構に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	42,333	34,486	43,285
73条の27の7	①		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	2,533	0	1,350
附10条の2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	90,068,797	113,914,512	110,585,123
附10条の2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	R4. 3. 31	税額	6,678,890	6,912,697	6,895,009

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 11 条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する)。 【令和3年度改正】 福島復興再生特別措置法に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく土地の取得についても本特例を適用	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1, 888, 909	1, 905, 958	2, 255, 834
附 11 条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	166, 411, 901	150, 724, 595	125, 276, 767
附 11 条	④		信託会社等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	2, 517	0	0
附 11 条	⑤		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	投資法人(Jリート)が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	25, 198, 661	23, 086, 961	31, 902, 261
附 11 条	⑥		PFI法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	PFI法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から価格の1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する(特定都市再生緊急整備地域にあっては、不動産取得税の課税標準から価格の1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する)。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	81, 770, 591	72, 844, 494	36, 605, 669
附 11 条	⑧		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,300万円を控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	25, 364, 515	32, 775, 141	34, 844, 756
附 11 条	⑨		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 11 条	⑩		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額(上限1/2)を価格から控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	704, 317	1, 609, 432	441, 131
附 11 条	⑪		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(床面積30㎡~210㎡)を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。 【令和3年度改正】 ・床面積要件の上限を210㎡から180㎡に引き下げ ・地方公共団体の補助を受けて建設されたサービス付き高齢者向け住宅を対象から除外	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	39, 678, 064	34, 943, 661	28, 205, 639
附 11 条	⑫		小規模不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	不動産特定共同事業契約に基づき小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は委託型適格特例投資家限定事業者が一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。 【令和3年度改正】 ①特例事業者(小規模特例事業者を除く)等 ・借地上の建物を適用対象に追加 ・新築及び増築等を行ってから10年以内に、当該建物及び敷地を譲渡することの要件を撤廃 ・増築等の工事費要件(1,000万円又は当該建物の取得価額の100分の1のいずれか多い額を超えること)を追加 ②小規模特例事業者等 ・木造の共同住宅以外の住宅に係る増築等の工事費要件(300万円以上)を追加	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	294, 229	423, 234	0
附 11 条	⑬		中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	中小企業者が健康サポート薬局の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	57, 607	9, 147	9, 183
附 11 条	⑭		低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した低未利用土地に係る課税標準の特例措置	低未利用土地権利設定等促進計画に基づき低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	⑮		認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した不動産に係る課税標準の特例措置	中小事業者等が認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	4, 232	143, 751
附 11 条	⑯		帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に基づき取得した不動産に係る課税標準の特例措置	帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する対象特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する。 【令和3年度改正】 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、対象となる法人の名称を帰還・移住等環境整備推進法人に変更	R4. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)		0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 11 条 の 2	① ・ ②		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	R6. 3. 31	税額	85,056,130	81,176,813	75,058,543
附 11 条 の 4	① ・ ②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合(取得の日から3年以上事業の用に供した場合)には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。	R5. 3. 31	税額	0	206	0
附 11 条 の 4	③		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(床面積30㎡~210㎡)の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。 【令和3年度改正】 ・床面積要件の上限を210㎡から180㎡に引き下げ ・地方公共団体の補助を受けて建設されたサービス付き高齢者向け住宅を対象から除外	R5. 3. 31	税額	33,328	18,656	24,849
附 11 条 の 4	④ ・ ⑤		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	宅地建物取引業者が取得する改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅であって、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のもの)について、一定の改修工事を行った上、取得の日から2年以内に個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合には、当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税額から当該改修工事対象住宅の新築時に法第73条の14①により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	R5. 3. 31	税額	641,655	608,601	785,701
附 11 条 の 4	⑥ ・ ⑦		宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地に係る税額の特例措置	宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行い、かつ、個人に譲渡し当該個人が自己の居住の用に供した場合の当該敷地について、当該改修工事対象住宅の床面積の2倍(上限200㎡)に相当する土地の価格又は150万円に税率を乗じた額のいずれか大きい額を控除する。	R5. 3. 31	税額	106,410	237,018	323,747
附 11 条 の 5	① ~ ③		宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの)をいう。)を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	7,730,066,560	7,316,187,158	6,888,365,958
附 12 条	① ~ ④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。	なし	税額	24,007	22,063	20,106

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○ゴルフ場利用税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附	12条の	2	国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手に対する非課税措置	スポーツ基本法に規定する国際競技大会のうち一定のもの のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技 として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合につ いて、非課税とする。	当分の間	税額			0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 12 条 の 2 の 7	①		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に対しては、免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。 【令和3年度改正】 鉱さいバラス製造業、廃棄物処理事業及び木材加工業の一部の特例措置を縮減し、その他のものは適用期限を令和6年3月31日まで3年延長	R6. 3. 31	税額	85,002,854	86,567,248	77,621,716
附 12 条 の 2 の 7	⑤		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。	R6. 3. 31	税額	0	0	0
附 12 条 の 2 の 7	⑥		条約等に基づく船舶の動力源に供する免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。	R6. 3. 31	税額	0	28,120	5,361

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 12 条の 2 の 10	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものとして都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は、非課税とする。	R5. 3. 31	税額		0	1, 942
附 12 条の 2 の 10	②		自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減(1%→非課税)する。	R3. 12. 31	税額		932, 951	1, 765, 052
附 12 条の 2 の 12	②		自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減(3→2%、2→1%)する。	R3. 12. 31	税額		21, 664, 015	41, 969, 344
附 12 条の 2 の 13	① ~ ③		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置	路線バス等のうち、 ・ノンステップバス(新車に限る。)について、取得価額から1,000万円を控除する。 ・リフト付きバス(新車に限る。)について、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものにあっては200万円)を控除する。 ハイヤー・タクシー事業者がその事業の用に供する乗用車のうち、ユニバーサルデザインタクシー(新車に限る。)について、取得価額から100万円を控除する。 【令和3年度改正】 リフト付きバスのうち、乗車定員が30人以上の空港アクセスバスについては、控除額を800万円に引き上げる。	R5. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)		6, 828, 467	5, 667, 964
附 12 条の 2 の 13	④ ~ ⑦		先進安全自動車(ASV)の取得に係る課税標準の特例措置	車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置を搭載した一定のバス等又はトラック(新車に限る。)について、取得価額から525万円、350万円又は175万円を控除した額を課税標準とする。 【令和3年度改正】 適用基準の見直し(側方衝突警報装置の追加等)を行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長(一部の適用については、令和3年10月31日まで7月延長)	R3. 10. 31 R5. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)		87, 077, 798	168, 153, 612
附 29 条の 8 の 2	①		軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減(1%→非課税)する。	R3. 12. 31	税額		1, 113, 640	3, 834, 206
附 29 条の 18	③		軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減(2→1%)する。	R3. 12. 31	税額		801, 824	3, 586, 966

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る適用状況に関する調」を基に作成。

○自動車税種別割

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 12 条 の 3	①		自動車税種別割のグリーン化特例（重課）	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度以後の税率を概ね15%（バス及びトラックは概ね10%）重課する。	R5. 3. 31	税額	44,362,441	44,950,877	43,678,478
附 12 条 の 3	② ~ ③		自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。 【令和3年度改正】 燃費基準の見直しと対象範囲の重点化を行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長	R5. 3. 31	税額	32,644,964	33,419,036	29,555,102

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税（種別割）のグリーン化に関する調」を基に作成。

※ 令和元年9月30日以前に適用される旧税率を課される車両におけるグリーン化特例適用額を含む。

○鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
180条	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を2/3に軽減する。	なし	税額	60,654	57,588	54,745

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
700条の52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を1/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
700条の52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附32条	①		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	R6. 3. 31	税額	457,998	466,813	489,847
附32条	②		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	R6. 3. 31	税額	45,707	46,656	50,763
附32条の2	①・②		有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を1/2に軽減する。	R6. 3. 31	税額	307,616	295,540	291,263

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
349条の3	①		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 (うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の線路設備 最初の5年度分 価格の1/6、その後 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	244,699,184	247,475,886	306,633,144
349条の3	②		一般ガス導管事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	579,987,636	543,658,401	502,575,442
349条の3	③		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助を受けて取得した共同利用に供する機械及び装置に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,401,950	18,003,402	18,846,023
349条の3	④		外航船舶等に係る課税標準の特例措置	外航船舶等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ・外航船舶 価格の1/6 ・準外航船舶 価格の1/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	500,866,105	536,027,168	531,827,066
349条の3	⑤		内航船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶を除く。)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	455,957,369	493,099,750	524,902,657

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
349条の3	⑥		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用に供する船舶を除く。)のうち、離島航路整備法に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,119,174	15,774,998	16,300,382
349条の3	⑦		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	国際路線に就航する一定の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/5 (うち国際路線専用機 価格の1/10、国際路線準専用機 価格の2/15)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	794,180,966	743,530,495	843,091,918
349条の3	⑧		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	主として一定の離島路線に就航する最大離陸重量70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (うち最大離陸重量30トン未満の小型航空機 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,025,636	17,638,874	18,394,814
349条の3	⑨		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	187,402,209	201,044,727	203,385,278
349条の3	⑩		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	14,738,035	13,022,792	12,590,562
349条の3	⑪		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要な文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	7,607,045	7,554,928	8,607,464
349条の3	⑫		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	北海道・東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,509,316,554	1,415,177,053	1,328,137,275

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
349条の3	⑬		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3①又は⑭の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	224,341,746	220,039,386	211,684,864
349条の3	⑭		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りょうの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	64,842,073	59,983,868	46,918,420
349条の3	⑮		(国研)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	9,707,865	7,459,109	8,010,286
349条の3	⑯		(国研)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,699,551	11,203,715	8,704,160
349条の3	⑰		(独)水資源機構がダム用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	(独)水資源機構が所有するダム用に供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	30,532,061	6,933,323	6,789,587
349条の3	⑱		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	JR旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3①、⑭又は⑱の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	86,195,061	83,588,625	80,542,312

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
349条の3	⑱		(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19,164,983	13,912,407	15,724,340
349条の3	⑳		(国研)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,341,791	1,879,719	1,532,868
349条の3	㉑		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,940,973	4,932,993	4,928,180
349条の3	㉒		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	117,048,472	114,620,013	114,140,446
349条の3	㉓		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	228,476,377	231,189,655	233,882,039
349条の3	㉔		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産で当該鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	8,557,444	6,447,391	6,766,190
349条の3	㉕		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19,888,802	19,268,730	19,854,118
349条の3	㉖		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,765,978	2,203,956	1,624,384

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
349条の3	⑳		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	457,291	533,491	509,713
349条の3	㉑		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	1,056	1,056
349条の3	㉒		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	138,535	254,362	438,217
349条の3	㉓		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	62,674	62,674	64,112
349条の3	㉔		(国研)日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)日本医療研究開発機構が所有し、かつ直接医療分野の研究開発等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,367,378	2,449,920	2,146,570
349条の3	㉕		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)量子科学技術研究開発機構が設置する量子科学に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,919,056	2,698,367	2,354,847
349条の3	㉖		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	416,095	403,008	422,987

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	①		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	<p>流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき新増設した一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>①倉庫事業者が取得した特定流通業務施設に該当する倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 (うち倉庫に附属する機械設備 最初の5年度分 価格の3/4)</p> <p>②日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等が取得した貨物の運送の用に供する設備 最初の5年度分 価格の2/3(小規模な総合効率化事業者にあつては3/5)</p>	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	47,061,608	58,860,142	52,080,413
附 15 条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	<p>次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準を、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の污水又は廃液の処理施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>②ごみ処理施設 価格の1/2</p> <p>③一般廃棄物最終処分場 価格の2/3</p> <p>④産業廃棄物処理施設 価格の1/3(石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設については価格の1/2)</p> <p>⑤公共下水道の使用者が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	409,730,041	401,789,160	377,096,464

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	③		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ①最大離陸重量30トン未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の1/4 ②最大離陸重量30トン以上50トン未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の1年度分 価格の3/8 その後4年度分 価格の2/5 ③最大離陸重量200トン未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の2/5 ④上記①～③のいずれにも該当しない航空機 最初の3年度分 価格の2/3	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	139,686,849	162,706,499	179,743,194
附 15 条	④		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の5/6	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	17,167	12,835	6,954
附 15 条	⑤		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の2/3	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	84,162,369	81,773,734	88,530,864
附 15 条	⑥		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4,005	3,019	57,929
附 15 条	⑦		JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	JR貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,070,216	12,510,549	11,605,482

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑧ ~ ⑩		特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 【令和3年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	120,776	127,375	158,482
附 15 条	⑪		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	燃料電池自動車に水素を充てんするための設備で、政府の補助を受けて新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4 【令和3年度改正】 受給が要件とされている政府の補助のうち、二酸化炭素排出抑制対策事業費に係る補助を除外	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,936,456	3,867,446	1,563,053
附 15 条	⑫		国際船舶に係る課税標準の特例措置	主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であつて、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 349条の3④の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額 【令和3年度改正】 海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された特定船舶に係る課税標準を次のとおりとする。 349条の3④の規定により課税標準とされる額に1/6を乗じて得た額とする。	R5年度	課税標準 (固定資産の価格)	50,639,582	55,850,972	54,666,654
附 15 条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2 ※349条の3①、⑭又は⑮の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	22,233,264	19,454,749	18,735,674
附 15 条	⑭		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	25,313,758	27,265,408	30,229,555
附 15 条	⑮		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,448,823	2,720,771	3,102,674

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑩		鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置	<p>鉄道事業者及び軌道経営者が取得等した新規製造車両又は改良車両で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の2/3 (小規模な鉄道事業者等にあつては価格の3/5)</p> <p>【令和3年度改正】 小規模な鉄道事業者等以外の者に対して、車両の前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであることを要件として追加</p>	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	90,705,996	84,834,392	88,381,625
附 15 条	⑪		総合効率化事業者が取得等した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	<p>総合効率化事業者が取得等した新規製造車両に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の2/3(小規模な総合効率化事業者にあつては価格の3/5)</p>	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	/	0	0
附 15 条	⑫		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業契約に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>価格の1/2</p>	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,627,817	14,453,840	13,886,250
附 15 条	⑬		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	<p>都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/5</p> <p>(ロ) その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>(都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの)</p> <p>最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2</p> <p>(ロ) その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)</p> <p>【令和3年度改正】 都市再生緊急整備地域において認定事業として整備される建物の床面積要件を50,000㎡以上から75,000㎡以上に引き上げ</p>	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8,089,569	4,454,964	4,694,034

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が都市鉄道 利便増進事業により取得 した施設等に係る課税標 準の特例措置	<p>鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付けを行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3</p> <p>【令和3年度改正】 ・都市鉄道利便増進事業のうち、交通結節機能高度化事業を対象から除外 ・駅附帯施設を対象から除外</p>	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,450,782	2,974,617	7,134,123
附 15 条	㉑		指定会社等が外貨埠頭公 社から承継した固定資産 に係る課税標準の特例措 置	<p>外貨埠頭公社の民営化に伴い、特定外貨埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貨埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)</p>	なし	課税標準 (固定資産の価格)	35,881,565	19,284,922	16,942,540
附 15 条	㉒		鉄道事業者が鉄道事業再 構築事業を実施する路線 において取得した家屋等 に係る課税標準の特例措 置	<p>鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4</p>	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,007,246	2,588,430	2,963,938
附 15 条	㉓		バイオ燃料製造事業者が 取得したバイオ燃料製造 設備に係る課税標準の特 例措置	<p>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3(ガス製造設備にあつては価格の1/2)</p>	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,267,217	525,783	653,486
附 15 条	㉔		公益社団・財団法人が所 有する重要無形文化財の 公演のための施設等に係 る課税標準の特例措置	<p>公益社団・財団法人が所有する施設であつて、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2</p>	R4年度	課税標準 (固定資産の価格)	877,159	880,787	878,803

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑳		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付け又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	10,301,745	9,057,200	5,929,417
附 15 条	㉑		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉒・ ㉓		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分若しくは市町村長により指定された指定避難施設に係る指定避難施設避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ① 指定避難施設 指定避難施設として指定された日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ② 協定避難施設 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	1,199	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	<p>鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3</p> <p>【令和3年度改正】 一日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上である駅等(市町村のバリアフリー基本計画において生活関連施設として位置づけられている駅等に限る)を対象に追加</p>	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8, 291, 148	12, 989, 980	18, 936, 810
附 15 条	㉑		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。)を電気に変換する一定の設備を取得する場合における当該設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>①太陽光(1,000kW未満かつ政府の補助を受けたもので再生特措法に規定する認定を受けたものを除く。)、風力(20kW以上)、地熱(1,000kW未満)、バイオマス(10,000kW以上20,000kW未満) 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(大臣配分又は知事配分資産 価格の2/3)</p> <p>②太陽光(1,000kW以上かつ政府の補助を受けたもので再生特措法に規定する認定を受けたものを除く。)、風力(20kW未満)、水力(5,000kW以上) 最初の3年度分 価格に3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(大臣配分又は知事配分資産 価格の3/4)</p> <p>③水力(5,000kW未満)、地熱(1,000kW以上)、バイオマス(10,000kW未満) 最初の3年度分 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(大臣配分又は知事配分資産 価格の1/2)</p>	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	817, 865, 024	277, 539, 783	122, 414, 166
附 15 条	㉒		コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置	<p>一定の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 11/12</p> <p>【令和3年度改正にて廃止】</p>	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	3, 019, 978	2, 443, 077	2, 164, 083

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	㉔		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置	鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 2/3	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	18,258,853	20,875,581	18,190,798
附 15 条	㉓		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	1,135,428
附 15 条	㉒		浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が同法に規定する浸水防止計画に基づき取得した当該地下街等における洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るための一定の設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	15,844	11,863	5,378
附 15 条	㉑		港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置	南海トラフ地震防災対策推進地域等において、国の無利子貸付けを受けて改良された特別特定技術基準対象施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が緊急確保航路等の区域に隣接する港湾に存する特別特定技術基準対象施設 1/2 (ロ) (イ)以外の施設 5/6	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	③⑥		防災上重要な道路等の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置	電気事業者等が防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 ①道路法に基づき道路の占用の禁止又は制限の指定が行なわれたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設した電線等 1/2 ②①以外の緊急輸送道路の地下に埋設するために新設した電線等 3/4	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,486,224	9,581,822	13,366,117
附 15 条	③⑦		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	農地中間管理権を取得した一定の土地で、その存続期間が10年以上であるものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 (うち農地中間管理権の存続期間が15年以上 最初の5年度分 価格の1/2)	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	11,733,197	16,720,597	15,339,501
附 15 条	③⑧		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	13,390,931	28,722,860	48,766,056
附 15 条	③⑨		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 【令和3年度改正】 住宅・学校等の用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことを要件に追加	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	131,694	4,140,152	20,536,831

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	④0		電気通信事業者が取得した特定電気通信設備に係る課税標準の特例措置	電気通信事業者である法人が取得し首都直下地震緊急対策区域外の区域において事業の用に供する一定の特定電気通信設備で地域特定電気通信設備供用事業に係る認定計画に記載されたものに対して課する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	④1		生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置	中小企業等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等である一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備に対して課する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に0以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 【令和3年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	196,370,347	667,158,931
附 15 条	④2		立地誘導促進施設協定に定められた一定の立地誘導促進施設に係る課税標準の特例措置	立地誘導促進施設協定(有効期間5年以上)に定められた立地誘導促進施設(都市再生推進法人が管理するものに限る。)の用に供する一定の土地及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上である場合には、5年度分) 価格の2/3	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	④3		帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に基づき整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 【令和3年度改正】 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、対象となる法人の名称を帰還・移住等環境整備推進法人に変更	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	④4		地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置	特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	④5		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	農業協同組合、中小企業等協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した共同利用に供する機械及び装置に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	④⑥		農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	④⑦		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	④⑧		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置	市町村が作成する都市再生整備計画で定めた都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	④⑨		ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置	電波法の規定によりローカル5G無線局(地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。)に係る免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき、新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	①		JR等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があったものに対する固定資産税の課税標準について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に有償で貸し付けている鉄道施設の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	140,522,537	132,087,341	124,991,420

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条 の 2	②		J R 北海道又は J R 四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道又はJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3①、⑫から⑭まで若しくは⑯、附15条⑯、⑰若しくは⑱又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	586,594,073	249,882,869	267,787,620
附 15 条 の 3			J R 北海道、J R 四国又は J R 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	96,866,707	96,356,758	96,026,503
附 15 条 の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	R4. 3. 31	税額	99,302,288	102,045,955	104,077,257
附 15 条 の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	R4. 3. 31	税額	30,105,481	31,096,548	32,374,378
附 15 条 の 8	①		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 (都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年度分 1/3 (都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	R5. 3. 31	税額	493,494	597,049	636,359

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条 の 8	②		サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 【令和3年度改正】 ・床面積要件の上限を210㎡から180㎡に引き下げ ・地方公共団体の補助を受けて建設されたサービス付き高齢者向け住宅を対象から除外	R5. 3. 31	税額	3,393,467	2,984,731	2,502,163
附 15 条 の 8	③		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年度分 1/3	R5. 3. 31	税額	4,057	3,557	10,644
附 15 条 の 8	④		高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置	高規格堤防整備事業の施行に伴い当該事業の用に供するため使用された土地の上に従前の家屋に代わるものと市町村長が認める家屋(代替家屋)を取得した場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 ① 住宅(特定居住用部分) 最初の5年度分 2/3 ② 住宅(非特定居住用部分) 最初の5年度分 1/3 ③ 住宅以外の家屋 最初の5年度分 1/3	R4. 3. 31	税額		0	0
附 15 条 の 9	① ~ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からR4.3.31に改修した場合 1年度分(一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分)	R4. 3. 31	税額	129,853	91,356	75,549
附 15 条 の 9	④ ~ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	新築された日から10年以上を経過した住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	R4. 3. 31	税額	35,344	26,682	31,047

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条 の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	R4. 3. 31	税額	24, 543	18, 722	20, 306
附 15 条 の 9 の 2	① ～ ③		耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 2/3(一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は1年度分2/3、その後の1年度分1/2)	R4. 3. 31	税額	2, 021	1, 718	2, 103
附 15 条 の 9 の 2	④ ～ ⑦		省エネ改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたもので、長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 2/3	R4. 3. 31	税額	1, 041	2, 605	1, 117
附 15 条 の 10	① ～ ③		耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物のうち、新たに政府の補助を受けて一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/2(耐震改修費用の2.5%まで)	R5. 3. 31	税額	170, 562	169, 292	135, 040
附 15 条 の 11	① ～ ③		主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る税額の減額措置	主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等のうち、一定のバリアフリー改修工事が行われたもので、建築物移動等円滑化誘導基準に適合することが証明されたものに対して課される固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/3(耐震改修費用の1/60まで)	R4. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。
 ※ 適用期限については、例えば「R4. 3. 31」となっているものは、令和4年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R4年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和4年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。
 ※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

○軽自動車税種別割

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 30条	①		軽自動車税種別割の経年車重課	初回車両番号指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、その翌年度以後の税率を概ね20%重課する。	当分の間	税額	28,285,078	29,575,457	31,041,408
附 30条	② ~ ④		軽自動車税種別割のグリーン化特例 (軽課)	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する三輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定の翌年度の税率を概ね75%、50%又は25%軽減する。 【令和3年度改正】 燃費基準の見直しと対象範囲の重点化を行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長	R5. 3. 31	税額	3,425,632	3,422,714	3,233,498

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
701条の41	①	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	4,378,139 [2,626,883千円]	4,410,951 [2,646,571千円]	4,372,184 [2,623,310千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	393,210,804	393,907,650	389,325,021
701条の41	①	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	47,115 [28,269千円]	100,244 [60,146千円]	99,284 [59,570千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	276,660	286,967	264,699
701条の41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	480,962 [288,577千円]	489,280 [293,568千円]	479,223 [287,534千円]
701条の41	①	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	1,693,451 [1,016,071千円]	1,634,599 [980,759千円]	1,665,055 [999,033千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	9,052,544	10,292,914	10,489,031
701条の41	①	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	5,699 [3,419千円]	5,699 [3,419千円]	5,700 [3,420千円]
701条の41	①	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	9,802 [5,881千円]	10,819 [6,491千円]	7,907 [4,744千円]
701条の41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	782,451 [469,471千円]	788,144 [472,886千円]	781,533 [468,920千円]
701条の41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	538,701 [323,221千円]	525,000 [315,000千円]	521,872 [313,123千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
701条の41	①	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	8,134,512 [4,880,707千円]	8,596,716 [5,158,030千円]	8,841,588 [5,304,953千円]
701条の41	①	十	港湾施設のうち港湾通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち港湾通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	57,935 [34,761千円]	53,551 [32,131千円]	57,472 [34,483千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	189,696	194,154	330,174
701条の41	①	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	6,881,096 [4,128,658千円]	7,237,370 [4,342,422千円]	7,087,427 [4,252,456千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	9,647,526	9,193,988	9,279,586
701条の41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	8,274 [4,964千円]	24,455 [14,673千円]	14,186 [8,512千円]
701条の41	①	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	293,910 [176,346千円]	327,079 [196,247千円]	338,941 [203,365千円]
701条の41	①	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	20,185,954 [12,111,572千円]	20,782,437 [12,469,462千円]	21,987,309 [13,192,385千円]
701条の41	①	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	444,572 [266,743千円]	461,069 [276,641千円]	455,764 [273,458千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	117,604,280	116,074,094	109,108,860

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
701条の41	①	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	398,738 [239,243千円]	409,166 [245,500千円]	421,600 [252,960千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	72,519,816	74,539,912	71,446,795
701条の41	①	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	935,647 [561,388千円]	899,648 [539,789千円]	943,896 [566,338千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	8,039,195	8,029,613	8,043,039
701条の41	①	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	918,443 [551,066千円]	1,104,853 [662,912千円]	1,153,298 [691,979千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	1,571,728	1,822,405	1,620,913
701条の41	①	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	21 [13千円]	21 [13千円]	21 [13千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	0	0	0
701条の41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が1/2以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	35,624 [21,374千円]	35,931 [21,559千円]	36,458 [21,875千円]
附33条	①		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附33条	②		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,561 [4,537千円]	7,561 [4,537千円]	804 [482千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 33 条	③		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	④		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	R4. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	606 [364千円]	1,918 [1,151千円]	1,817 [1,090千円]
附 33 条	⑤		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/4控除する。	R5. 3. 31 (法人) R4年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	114,630 [68,778千円]	117,271 [70,363千円]	122,071 [73,243千円]
附 33 条	⑥		企業主導型保育事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育事業の用に供する施設について、その事業主等が補助開始日から引き続き当該補助を受けている場合に限り、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を3/4控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	13,872 [8,323千円]	28,052 [16,831千円]	36,904 [22,142千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	316,888	946,497	1,407,974

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に600円/㎡の税率を乗じたものである。

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
702条	②		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	82,359,239	86,656,749	87,266,388
702条	②		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,565,308	2,566,044	3,360,640
702条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要な文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,913,147	6,262,808	7,247,718
702条	②		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,846,256	4,838,761	4,838,761
702条	②		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	34,123,816	33,841,209	33,777,314
702条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	188,193,380	191,154,097	223,786,048
702条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,317,070	2,317,069	2,317,069
702条	②		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	346,911	377,393	362,859
702条	②		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
702条	②		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	55,842	74,946	202,213
702条	②		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	37,068	37,068	37,068
702条	②		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)量子科学技術研究開発機構が設置する量子科学に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
702条	②		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	251,759	250,414	249,060
附 15条	①		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき新増設した一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 倉庫事業者が取得した特定流通業務施設に該当する倉庫 最初の5年度分 価格の1/2	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	27,364,932	35,451,058	27,945,948
附 15条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,663,423	4,228,503	4,144,855
附 15条	⑯		PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業契約に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限る)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,560,322	3,560,322	3,288,075

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑱		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格に1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額） 【令和3年度改正】 都市再生緊急整備地域において認定事業として整備される建物の床面積要件を50,000㎡以上から75,000㎡以上に引き上げ	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,354,945	2,084,720	2,143,419
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付けを行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 【令和3年度改正】 ・都市鉄道利便増進事業のうち、交通結節機能高度化事業を対象から除外 ・駅附帯施設を対象から除外	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	40,761	4,458	4,458
附 15 条	㉑		指定会社等が外貿埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社の民営化に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貿埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2（旧公団からの承継資産にあつては3/5）	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19,516,640	13,220,983	12,985,125
附 15 条	㉒		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋のうち政府の補助を受けて取得したのものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	10,404	10,404	10,404

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑳		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R4年度	課税標準 (固定資産の価格)	877,159	880,787	878,803
附 15 条	㉕		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付け又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	273,596	285,750	285,750
附 15 条	㉙		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した家屋に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 【令和3年度改正】 一日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上である駅等(市町村のバリアフリー基本計画において生活関連施設として位置づけられている駅等に限り)を対象に追加	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	596,114	781,622	875,339
附 15 条	㉓		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	4,116
附 15 条	㉗		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	農地中間管理権を取得した一定の土地で、その存続期間が10年以上であるものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 (うち農地中間管理権の存続期間が15年以上 最初の5年度分 価格の1/2)	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	25,560	34,790	32,190

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	⑳		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 282, 297	10, 363, 389	13, 434, 624
附 15 条	㉑		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 【令和3年度改正】 住宅・学校等の用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことを要件に追加	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	72, 968	1, 854, 112	20, 545, 047
附 15 条	㉒		立地誘導促進施設協定に定められた一定の立地誘導促進施設に係る課税標準の特例措置	立地誘導促進施設協定(有効期間5年以上)に定められた立地誘導促進施設(都市再生推進法人が管理するものに限る。)の用に供する一定の土地に対して課する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上である場合には、5年度分) 価格の2/3	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉓		帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に基づき整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 【令和3年度改正】 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、対象となる法人の名称を帰還・移住等環境整備推進法人に変更	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	㉔		地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置	特定所有者不明土地について土地使用权を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	㉕		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R3. 3. 31現在)	適用期限 (R3. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					平成30年度	令和元年度	令和2年度
附 15 条	④		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設に係る課税標準の特例措置	市町村が作成する都市再生整備計画で定めた都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	②		J R 北海道又は J R 四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道又はJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	77,468,647	31,682,587	31,827,914
附 15 条の 3			J R 北海道、J R 四国又は J R 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	67,417,196	66,852,447	66,827,871
附 15 条の 11	① ~ ③		主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る税額の減額措置	主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等のうち、一定のバリアフリー改修工事が行われたもので、建築物移動等円滑化誘導基準に適合することが証明されたものに対して課される都市計画税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/3(耐震改修費用の1/60まで)	R4. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R4. 3. 31」となっているものは、令和4年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R4年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和4年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、特別法人事業税・地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
中小企業者等の法人税率の特例	19,416,531	20,224,323	12,682,963	2,192,117	-	10,490,846	12,682,963	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	4,469,929	3,645,530	1,672,997	289,160	-	1,383,837	1,672,997	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	4,397,986	3,578,508	1,638,150	283,137	-	1,355,013	1,638,150	-	
(3) 特別試験研究費に係る税額控除	43,585	45,326	34,847	6,023	-	28,824	34,847	-	(イ)
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	136,081	105,264	88,475	4,382	31,263	20,969	56,614	31,861	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	3,094	44	577	100	-	477	577	-	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	28,116,675	27,219,269	20,965,992	644,317	12,482,373	3,083,518	16,210,208	4,755,784	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,378,329	2,335,760	1,311,350	226,653	-	1,084,697	1,311,350	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	1,878	6,849	86	15	-	71	86	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	36,143	28,507	18,896	3,266	-	15,630	18,896	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	2,206	12,715	17,406	535	10,363	2,560	13,458	3,948	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	37,450	42,843	10,920	1,888	-	9,032	10,920	-	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	48,557	95,920	2,474	76	1,473	364	1,913	561	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	15,550	27,481	12,814	2,214	-	10,600	12,814	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	29,309	320	9,910	305	5,900	1,457	7,662	2,248	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	8,127	13,138	2,292	396	-	1,896	2,292	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	11,899	17,347	50,028	8,647	-	41,381	50,028	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	30,732	11,700	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	888,060	1,663,627	2,209,926	73,219	1,247,406	350,404	1,671,029	538,897	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	46,842	87,692	79,131	13,677	-	65,454	79,131	-	(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	23,391	57,401	40,287	1,737	17,565	8,311	27,613	12,674	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,209	3,492	10,525	1,819	-	8,706	10,525	-	(イ)

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	27,590	1,625	627	108	-	519	627	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	872,323	916,213	505,804	15,544	301,137	74,390	391,071	114,733	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	239,570	217,655	91,363	15,791	-	75,572	91,363	-	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	71,386,566	66,541,477	49,865,207	1,532,435	29,687,891	7,333,795	38,554,121	11,311,086	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,794,468	1,784,295	771,983	133,429	-	638,554	771,983	-	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除	24,855,559	17,113,855	8,181,617	1,414,107	-	6,767,510	8,181,617	-	(イ)
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却			168	5	100	25	130	38	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-	(イ)
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	2,708	0	17,941	862	6,690	4,122	11,674	6,267	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	32,657	6,147	2,430	420	-	2,010	2,430	-	(イ)
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	174,907	22,499	16,549	509	9,852	2,434	12,795	3,754	
船舶の特別償却	5,078,854	4,081,501	5,077,050	158,522	2,990,542	758,641	3,907,705	1,169,345	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却(耐震基準適合建物等の特別償却)	23,513	20,343	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却	17,042	14,130	11,313	432	5,641	2,071	8,144	3,169	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	273	2,835	0	0	0	0	0	0	
特定事業継続力強化設備等の特別償却		845	11,294	347	6,724	1,661	8,732	2,562	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
情報流通円滑化設備の特別償却	0	23	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	164,057	149,498	104,608	4,012	52,017	19,198	75,227	29,381	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	94,983	106,288	57,360	2,114	29,627	10,117	41,858	15,502	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	62,313	38,894	42,791	1,743	19,967	8,341	30,051	12,740	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	5,357	3,599	4,099	137	2,302	653	3,092	1,007	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	1,404	717	358	18	121	87	226	132	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	519	29,420	2,398	74	1,427	353	1,854	544	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
保険会社等の異常危険準備金	12,866,941	14,982,146	12,616,164	665,939	3,928,616	3,186,991	7,781,546	4,834,618	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	3,955,496	3,597,556	9,168,924	484,061	2,854,088	2,316,576	5,654,725	3,514,199	
関西国際空港用地整備準備金	867,157	957,150	803,693	42,430	250,172	203,057	495,659	308,034	
中部国際空港整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	632,872	641,670	590,831	20,572	320,656	98,455	439,683	151,148	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	3,434,277	3,137,263	1,201,630	62,932	380,567	301,172	744,671	456,959	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	1,217,044	360,807	185,413	9,789	57,715	46,845	114,349	71,064	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	2,114,620	1,881,855	606,743	38,963	98,455	186,464	323,882	282,861	(工)
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	1,101	2,413	251	8	149	37	194	57	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	7,812	21,554	14,182	436	8,443	2,086	10,965	3,217	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	5,206	3,950	2,904	89	1,729	427	2,245	659	
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	127	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	2,217,312	2,522,090	2,322,128	71,363	1,382,508	341,521	1,795,392	526,736	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
農用地等を取得した場合の課税の特例	1,996,843	2,066,029	1,802,783	55,402	1,073,310	265,140	1,393,852	408,931	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	12,760,313	13,010,524	13,766,002	546,577	6,605,158	2,615,765	9,767,500	3,998,502	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	14,393,711	7,951,439	15,162,245	574,139	7,634,056	2,747,663	10,955,858	4,206,387	
収用換地等の場合の所得の特別控除	3,978,052	3,890,235	3,356,842	107,158	1,947,063	512,831	2,567,052	789,790	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	37,432	29,682	22,752	699	13,546	3,346	17,591	5,161	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	53,577	75,080	44,846	1,555	24,429	7,439	33,423	11,423	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	4,071	4,431	4,099	126	2,440	603	3,169	930	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	100,570	67,371	25,423	811	14,754	3,882	19,447	5,976	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	47,412,940	42,615,533	41,344,301	1,647,280	19,764,158	7,883,417	29,294,855	12,049,446	
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	1,037,342	514,636	1,024,524	35,194	562,199	168,432	765,825	258,699	
(2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	1,255	9,375	102,312	3,144	60,913	15,047	79,104	23,208	
(3) 過疎地域の外から内への買換え	44,317	316,890	104,199	3,337	60,301	15,970	79,608	24,591	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
(4) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え	1,601,052	956,134	8,923,830	466,148	2,841,827	2,230,854	5,538,829	3,385,001	
(5) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内 における防災街区整備事業に関する都市計画 の実施に伴う土地等の買換え	218,074	20,441	122,755	3,773	73,083	18,054	94,910	27,845	
(6) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え	40,542,761	36,793,403	28,761,743	1,058,623	14,873,747	5,066,266	20,998,636	7,763,107	
(7) 日本船舶から日本船舶への買換え	640,471	662,762	414,733	13,285	239,964	63,580	316,829	97,904	
(8) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場 合のその特別勘定に係る買換え	3,327,668	3,341,892	1,887,271	63,686	1,050,377	304,783	1,418,846	468,425	
(9) 都市機能誘導区域の外から内への買換え	0	0	2,934	90	1,747	431	2,268	666	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税 の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合 の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取 得をした場合の課税の特例	1,334,183	1,385,914	325,658	14,498	136,073	69,382	219,953	105,705	
技術研究組合の所得の計算の特例	293,463	782,489	151,009	4,641	89,905	22,209	116,755	34,254	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	26,844,341	27,758,659	27,179,481	860,542	15,856,209	4,118,305	20,835,056	6,344,425	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	17,186	16,367	9,834	1,700	-	8,134	9,834	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	216,461	134,007	45,457	7,857	-	37,600	45,457	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	212,010	127,291	43,924	7,592	-	36,332	43,924	-	
(3) 特別試験研究費に係る税額控除	4,111	6,713	1,533	265	-	1,268	1,533	-	(イ)
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	0	1,497	913	48	284	230	562	351	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	473,517	462,095	157,706	4,847	93,892	23,194	121,933	35,773	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	20,448	30,460	6,162	1,065	-	5,097	6,162	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	33,983	41,388	27,170	4,696	-	22,474	27,170	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	4,856	0	4,212	222	1,311	1,064	2,597	1,615	

(連結法人) (単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	202	0	0	-	0	0	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	2,136	369	-	1,767	2,136	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	3,173	67,411	110,536	5,038	44,676	24,111	73,825	36,711	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,326	0	16,861	2,914	-	13,947	16,861	-	(イ)

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	0	80	0	0	0	0	0	0	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	0	310	0	0	-	0	0	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	5,421	5,302	10,486	322	6,243	1,542	8,107	2,379	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	1,232	108	133	23	-	110	133	-	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	822,732	772,705	255,075	7,839	151,862	37,515	197,216	57,859	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	19,871	9,825	7,029	1,215	-	5,814	7,029	-	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除	660,601	505,455	167,800	29,002	-	138,798	167,800	-	(イ)
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-	(イ)
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	0	506,316	220,509	11,641	68,640	55,713	135,994	84,515	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特例控除	0	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	0	9,103	7,474	395	2,327	1,888	4,610	2,864	
船舶の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特例償却(耐震基準適合建物等の特別償却)	0	0	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却	0	2,311	0	0	0	0	0	0	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特例償却	2,677	2,197	1,236	65	385	312	762	474	
特定事業継続力強化設備等の特別償却		94	0	0	0	0	0	0	
共同利用施設の特例償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
情報流通円滑化設備の特例償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	115,956	152,864	48,738	2,573	15,170	12,314	30,057	18,681	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	109,882	142,827	39,452	2,083	12,280	9,968	24,331	15,121	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	6,074	10,037	9,286	490	2,890	2,346	5,726	3,560	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	3,716	4,403	699	37	218	177	432	267	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	186	411	233	12	73	59	144	89	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定都市再生建築物の割増償却	9	31	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設用資産の割増償却	12,921	58,048	0	0	0	0	0	0	
倉庫用建物等の割増償却	60	0	0	0	0	0	0	0	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	6,867	12,619	29,657	1,479	10,342	7,080	18,901	10,756	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	40,781	42,040	85,729	4,448	27,692	21,285	53,425	32,304	
海外投資等損失準備金	0	0	3,657	632	-	3,025	3,657	-	(才)

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	1,364,212	750,085	1,298,152	67,374	419,019	322,435	808,828	489,324	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	4,504,961	8,191,497	3,988,490	208,410	1,269,303	997,390	2,475,103	1,513,387	
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	74,677	100,610	83,780	4,281	27,916	20,484	52,681	31,099	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	2,967	1,591	84	496	402	982	609	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	5,200	1,992	135	7	42	34	83	52	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	0	590	0	0	0	0	0	0	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	7,355,948	9,401,365	5,663,070	276,726	2,049,271	1,324,331	3,650,328	2,012,742	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成30年度	令和元年度	令和2年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税・ 地方法人特別税
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	86,632	114,682	125,504	6,626	39,066	31,709	77,401	48,103	
技術研究組合の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	667,752	1,316,513	1,152,572	42,376	596,636	202,798	841,810	310,762	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	78,405	88,695	221,421	11,567	70,510	55,353	137,430	83,991	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例			174,513	8,834	59,201	42,278	110,313	64,200	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	(才)
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	63	113	3	67	17	87	26	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	42,997	42,245	20,006	615	11,911	2,942	15,468	4,538	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	236,418	256,140	85,505	4,511	26,646	21,592	52,749	32,756	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	51,795	56,044	54,429	2,869	16,992	13,734	33,595	20,834	

- ※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)
- ※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)
- ※3 特別法人事業税及び地方法人特別税への影響額は次のとおりに算出した。：特別法人事業税(事業税×特別法人事業税率) 地方法人特別税(事業税×地方法人特別税率)
- ※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。
- ※5 税率は、次のとおり。
- ・住民税率：道府県民税(3.2%(令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については1.0%))
市町村民税(9.7%(令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については6.0%))
 - ・法人税率：23.2%
 - ・事業税率：非外形(6.7%(令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については7.0%))
外形(1.9%(令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については2.2%)[うち1.2%は単年度損益分])
 - ・特別法人事業税率：非外形(37.0%)
外形(260.0%)
 - ・地方法人特別税率：非外形(43.2%)
外形(414.2%)
- ※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、令和2年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。
- ※7 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。
- ※8 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であるものを表している。
- ※9 「平成30年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第201回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。
- ※10 「令和元年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第204回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。
- ※11 備考欄の記号は、次のとおり。
- (ア) 地方税の計算において適用対象外
 - (イ) 中小企業者等にのみ適用
 - (ウ) 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形として計算
 - (エ) 単年度損益の計算において適用対象外
 - (オ) 事業税の所得計算において適用対象外

